

鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町



鷹巣阿仁地域 合併協議会だより

2005年(平成17年)2月1日発行

第11号

「北秋田市」の市章を募集します

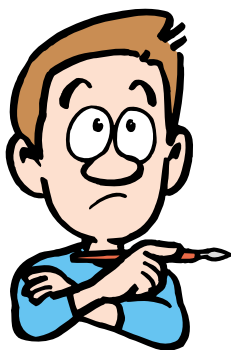
現在の4町の町章です。



鷹巣町の「た」を鷹の翼状に図案化して躍進を、円形は、明・和・信を表徴したものである。



合川町の「あ」「い」を図案化し、躍進、近代的爽快、発展的雄飛を表現している。



森吉町のモリをシンボライズしたもので、円形は平和と円満、翼形は町政の躍進を表している。



阿仁町の「アニ」を図案化し、「ア」は山を「ニ」は川を表し、円形をもって町の平和と協調を表現したものの。

4町の合併が告示されました!!

1月17日に、4町の合併（廃置分合）に関する総務大臣の告示が行われ、その旨が官報に掲載されました。

現在、3月22日の合併に向けて、電算統合や条例等の整備、職員研修などの準備を進めておりますが、この総務大臣の告示によって、法的な手続きが完了し、4町の合併が正式に確定しました。

平成17年3月22日から住所表示が変わります。

北秋田市の住所表示

平成17年3月22日に「北秋田市」の誕生で、住所表示は下記のように変わります。
 なお、小字や地番の変更はありません。

◆鷹巣町

現 在	平成17年3月22日から
北秋田郡鷹巣町今泉字	北秋田市今泉字
北秋田郡鷹巣町黒沢字	北秋田市黒沢字
北秋田郡鷹巣町小森字	北秋田市小森字
北秋田郡鷹巣町栄字	北秋田市栄字
北秋田郡鷹巣町鷹巣字	北秋田市鷹巣字
北秋田郡鷹巣町綴子字	北秋田市綴子字
北秋田郡鷹巣町中屋敷字	北秋田市中屋敷字
北秋田郡鷹巣町七日市字	北秋田市七日市字
北秋田郡鷹巣町坊沢字	北秋田市坊沢字
北秋田郡鷹巣町前山字	北秋田市前山字
北秋田郡鷹巣町脇神字	北秋田市脇神字
北秋田郡鷹巣町旭町	北秋田市旭町
北秋田郡鷹巣町伊勢町	北秋田市伊勢町
北秋田郡鷹巣町大町	北秋田市大町
北秋田郡鷹巣町材木町	北秋田市材木町
北秋田郡鷹巣町住吉町	北秋田市住吉町
北秋田郡鷹巣町花園町	北秋田市花園町
北秋田郡鷹巣町東横町	北秋田市東横町
北秋田郡鷹巣町松葉町	北秋田市松葉町
北秋田郡鷹巣町宮前町	北秋田市宮前町
北秋田郡鷹巣町元町	北秋田市元町
北秋田郡鷹巣町米代町	北秋田市米代町

◆森吉町

現 在	平成17年3月22日から
北秋田郡森吉町阿仁前田字	北秋田市阿仁前田字
北秋田郡森吉町浦田字	北秋田市浦田字
北秋田郡森吉町桂瀬字	北秋田市桂瀬字
北秋田郡森吉町小又字	北秋田市小又字
北秋田郡森吉町五味堀字	北秋田市五味堀字
北秋田郡森吉町根森田字	北秋田市根森田字
北秋田郡森吉町本城字	北秋田市本城字
北秋田郡森吉町森吉字	北秋田市森吉字
北秋田郡森吉町米内沢字	北秋田市米内沢字

◆阿仁町

現 在	平成17年3月22日から
北秋田郡阿仁町荒瀬字	北秋田市阿仁荒瀬字
北秋田郡阿仁町荒瀬川櫃畑字	北秋田市阿仁荒瀬川櫃畑字
北秋田郡阿仁町一ノ又鉦山字	北秋田市阿仁一ノ又鉦山字
北秋田郡阿仁町打当字	北秋田市阿仁打当字
北秋田郡阿仁町笑内字	北秋田市阿仁笑内字
北秋田郡阿仁町鍵ノ滝字	北秋田市阿仁鍵ノ滝字
北秋田郡阿仁町萱草字	北秋田市阿仁萱草字
北秋田郡阿仁町萱草鉦山字	北秋田市阿仁萱草鉦山字
北秋田郡阿仁町銀山字	北秋田市阿仁銀山字
北秋田郡阿仁町幸屋字	北秋田市阿仁幸屋字
北秋田郡阿仁町幸屋渡字	北秋田市阿仁幸屋渡字
北秋田郡阿仁町小様字	北秋田市阿仁小様字
北秋田郡阿仁町小沢鉦山字	北秋田市阿仁小沢鉦山字
北秋田郡阿仁町小淵字	北秋田市阿仁小淵字
北秋田郡阿仁町三枚鉦山字	北秋田市阿仁三枚鉦山字
北秋田郡阿仁町戸鳥内字	北秋田市阿仁戸鳥内字
北秋田郡阿仁町中村字	北秋田市阿仁中村字
北秋田郡阿仁町長畑字	北秋田市阿仁長畑字
北秋田郡阿仁町二ノ又鉦山字	北秋田市阿仁二ノ又鉦山字
北秋田郡阿仁町根子字	北秋田市阿仁根子字
北秋田郡阿仁町比立内字	北秋田市阿仁比立内字
北秋田郡阿仁町伏影字	北秋田市阿仁伏影字
北秋田郡阿仁町真木沢鉦山字	北秋田市阿仁真木沢鉦山字
北秋田郡阿仁町水無字	北秋田市阿仁水無字
北秋田郡阿仁町吉田字	北秋田市阿仁吉田字

◆合川町

現 在	平成17年3月22日から
北秋田郡合川町鎌沢字	北秋田市鎌沢字
北秋田郡合川町上杉字	北秋田市上杉字
北秋田郡合川町川井字	北秋田市川井字
北秋田郡合川町木戸石字	北秋田市木戸石字
北秋田郡合川町根田字	北秋田市根田字
北秋田郡合川町下杉字	北秋田市下杉字
北秋田郡合川町李岱字	北秋田市李岱字
北秋田郡合川町芹沢字	北秋田市芹沢字
北秋田郡合川町道城字	北秋田市道城字
北秋田郡合川町新田目字	北秋田市新田目字
北秋田郡合川町八幡岱新田字	北秋田市八幡岱新田字
北秋田郡合川町羽根山字	北秋田市羽根山字
北秋田郡合川町福田字	北秋田市福田字
北秋田郡合川町増沢字	北秋田市増沢字
北秋田郡合川町三木田字	北秋田市三木田字
北秋田郡合川町三里字	北秋田市三里字

秋田県 北秋田市

市章募集

●新市の将来像

「自然」「ひと」が調和し、
活気とぬくもりのある交流都市

平成17年3月22日に鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町の4町が合併して誕生する「北秋田市」の市章のデザインを募集します。

裏面が応募用紙になっています

募集期間

平成17年
2月14日(月)
▶3月16日(水)
〈必着〉

賞金

- 最優秀賞(採用作品)
1点 100,000円
- 優秀賞
4点以内 各10,000円

募集する市章のデザイン

- ・北秋田市の将来像である『「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市』に相応しいデザインであること。
- ・市旗、バッジ等にも使用できるものであること。
- ・用紙の地色を含めて4色以内であること。ただし、グラデーション(色濃淡を段階的に変えること。)で表したものは不可とする。
- ・単色で表現してもイメージが損なわないものであること。
- ・都道府県章、他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- ・自作の未発表作品であること。

応募資格

- ・応募は、公募とします。
- ・1人何点でも応募可能です。
- ・応募は、応募用紙又は縦横15センチメートル枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、天地を明記のうえ、用紙1枚につき1作品を記載して下さい。
- ・応募に当たっては「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を応募した用紙に必ず記載して下さい。
- ・応募は、持参又は封書による郵送とし、FAX及び電子メールでの応募は不可とします。
- ・応募先は、鷹巣阿仁地域合併協議会(以下「協議会」という。)事務局になります。

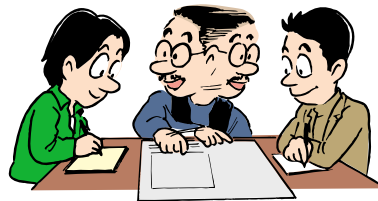
著作権等

- ・採用の作品に関する一切の権利は、当協議会及び北秋田市に帰属します。
- ・応募作品の返還はしません。
- ・採用作品については、作品の補作、修正又はモノクロによる使用の場合があります。

その他

- ・応募された作品の選考方法や結果については、新市においてお知らせします。

たくさんの
応募をお待ちして
おります。



応募先
お問い合わせ

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス gappei@takaa.jp

「北秋田市」 “市章” デザイン応募用紙

縦15cm×横15cm

〈天〉

〈地〉

住 所	〒 —		
ふりがな			
氏 名			
電話番号	() —		
年 齢	歳	性別	男 ・ 女
〈デザインの趣旨〉			
.....			
.....			
.....			

- ご応募にあたって
- この用紙をご利用のうえご応募ください。（切り取り線で切ってください）
- この用紙は、4町の役場、公民館窓口にも置いてありますのでご利用ください。
- この用紙以外でも受け付けますので、記載事項を記入のうえご応募ください。